

陳情事項	回答
【1】自治体の基本的あり方にについて ①憲法第25条、地方自治法第1条をふまえて医療・介護・福祉など社会保障施策の充実をすすめてください。 ②税滞納世帯等への行政サービスの制限は行わないでください。 ③徴税を強める愛知県地方税滞納整理機構については、徴税は自治体の業務であることをふまえて、滞納整理機構に税の徴収事務を移管しないでください。参加していない市町村は今後とも参加しないでください。税滞納世帯の解決は、住民の心情をよくつかみ、分納・減免などで対応してください。	法の趣旨を尊重し、第6次小牧市総合計画に基づく効率的な行政運営に努めます。 行政サービス制限条例は制定しておりません。 ②徴税を強める愛知県地方税滞納整理機構については、徴税は自治体の業務であることをふまえて、滞納整理機構に税の徴収事務を移管しないでください。参加していない市町村は今後とも参加しないでください。税滞納世帯の解決は、住民の心情をよくつかみ、分納・減免などで対応してください。
【2】地震被害などに対応できる福祉・防災のまちづくりについて ①職員を適正に配置し、いつでも必要な住民サービスが提供できる自治体にしてください。 ②防災計画を、マグニチュード9を想定して見直し、市町村独自の対策を講じてください。	毎年、各部各課のヒアリングを通じ、採用計画、人員配置の適正化に努めているところである。 ②の中央防災会議が秋頃までに東海・東南海・南海地震の三連動地震の被害予測をとりまとめる予定となっているの 中学校の耐震化につきましては、平成23年度に小学校5校、中学校4校の耐震補強工事が完了し、平成23年度・ 24年度で小学校1校の全面改築工事を施工しています。平成25年度・26年度で中学校1校の全面改築工事を施工する予定をしており、これが完了したときには今度は個人宅の耐震化は完了します。予算数も拡大しました。来年度以降も継続していきたいと考えています。
③小中学校などの耐震化の促進、食料・水などの備蓄の強化、防災拠点の耐震化をはかってください。個人宅の耐震化についても促進をはかる施策を充実してください。	風水害・地盤特の避難所として指定されている施設について、建て替えや改修工事等の折にバリアフリー化するよう努めます。 平成19年4月19日に市内4つの福祉施設と「災害時に要援護者の避難施設として民間は社会福祉施設等を使用することに関する協定」を締結し、既設の避難所では対応が困難な要援護者たために施設を使用することについて協力を要請できることがあります。 ④避難所のバリアフリー化を進めてください。
⑤集団での避難生活が困難な高齢者・障がい者(居)、特別な介護を含む援助が必要な高齢者・障がい者(居)ための福祉避難所を整備・充実してください。	D.M.A.Tや災害医療派遣などの体制を整え、災害対応の訓練も定期的に実施している。また、薬品や食料・飲料水も数日分備蓄している。
⑥災害拠点病院の強化充実をはかってください。	平成16年3月に内水氾濫を想定した洪水ハザードマップを作成し全戸配布していくま す。いずれのマップにつきましても、マップ作成の基とならなかった資料のデータ更新等がされた場合に検討します。避難経路については、最寄の避難所まで実際に歩き、周りの危険度を把握しながら各自で複数のルートを確保します。
⑦防災マップの見直し、避難経路の確保等を進めてください。	市民病院 防災課

<p>毎年、地域住民や防災関係機関等の協力を得て水防訓練と防災訓練を実施しています。また、自主防災会・婦人消防クラブ合同研修会として防災講演会を実施して減災意識の高揚に努めています。</p> <p>今後も、更なる市民の減災意識の高揚を図り災害に強いまちづくりに努めています。</p> <p>⑧防災教育を徹底してください。</p>	<p>防災課</p>
<p>【3】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。</p> <p>1. 安心できる介護保障について</p> <p>(1) 介護保険について</p>	<p>介護職員の処遇改善や、高齢化の進行による受給者の増加のため、今後の介護給付費は増加が見込まれますが、基金の活用も含め、保険料の上昇の抑制に努めたいと考えています。</p> <p>介護保険料を引き下げてください。また、負担能力に応じたきめ細かい保険料負担段階を設置してください。</p> <p>低所得者に対する介護保険料の減免制度を実施・拡充してください。</p> <p>低所得者に対する利用料の減免制度を実施・拡充してください。</p> <p>要支援者を介護保険からはずす「介護予防・日常生活支援総合事業」は実施せず、介護保険による介護予防サービス及び地域支援事業を充実してください。</p> <p>特別養護老人ホームや小規模多機能施設など施設・在宅サービスの整備を進め、最低1箇所が円滑に進み、低所得者・医療依存度の高い利用者の入所が確保できるよう助成制度を設けてください。</p> <p>地域包括支援センターを中学校区毎に設置し、最低1センターの職員が責任を持つてください。また委託されたセンターや、基盤整備が円滑に行なわれるよう委託料を引き上げてください。</p> <p>介護労働者を確保するために、適正な賃金・労働条件および研修について、財政的な支援をしてください。</p> <p>(2) 高齢者福祉施策の充実について</p> <p>高齢者が地域で生き生きと生活するために、以下の施策を一般会計で実施してください。</p> <p>ア. ひとり暮らし、高齢夫婦などへの安否確認や買い物など多様な生活支援の施策を充実してください。</p> <p>イ. 高齢者や障がい者などの外出支援のため地域巡回バスや福祉バスなどの施策を充実してください。</p> <p>ウ. 宅老所、街角サロンなどの高齢者の集まりの場への助成金制度を拡充してください。</p>

工、高齢期になつても住み続けることができるパリアフリーの高齢者住宅を公営で整備してください。	現時点では、パリアフリーの高齢者住宅を公営で整備する考えはありません。 自己負担額の引き下げは考えておりません。	長寿介護課
②配食サービスは、最低毎日1回は実施し、助成額を増やし自己負担額を引き下げてください。また、開じこもりを予防するため会食(ふれあい)方式も含め実施してください。	なお、会食方式を実施する団体に対して、間接的に助成(いきいきサロン)を行っています。	長寿介護課
(3) 障がい者控除の認定について		
①介護保険のすべての要介護認定者を障がい者控除の対象としてください。	現時点では、実施は考えておりません。	長寿介護課
②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を個別に送付してください。	身体状況より該当と判断される対象者には個別に案内しておりますが、全ての要介護認定者への送付は、現時点では考えておりません。	長寿介護課
2. 高齢者医療などの充実について		
①後期高齢者医療対象者のうち住民税非課税世帯の医療費負担を無料に(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。	後期高齢者の方の医療費が増大しているなかで、高齢者の方に医療費を負担していただくことは、必要ではあると考えます。後期高齢者福祉医療費制度の対象拡大については、現在、県下各市の動向等を見ながら判断していくたいと考えています。	保険年金課
②後期高齢者医療制度の保険料滞納者に対する保険証の取り上げ・資格証明書発行については、高齢であるという被保険者の現状から行つていません。なお、短期保険証は、納付相談の機会を設けるため及び負担の公平性の観点から必要に応じ発行しております。	資格証明書発行については、高齢であるという被保険者の現状から行つていません。なお、短期保険証は、納付相談の機会を設けるため及び負担の公平性の観点から必要に応じ発行しております。	保険年金課
3. 子育て支援について		
①18歳年度末まで医療費無料制度を現物給付(窓口無料)で実施してください。また、自己負担を設けている自治体はなくしてください。	子ども医療費助成制度は、平成20年4月から15歳年度末までに拡大したところです。子ども医療費助成制度は、病院にかかる機会の多い子どもが適切な医療を受けられ、また、子育て中の保護者の経済的負担の軽減を図るための制度です。そのため、18歳年度末までの拡大は現在のところ拡大は現在のところ考えていません。	保険年金課
②妊娠健診は、初回の健診も含め、産前14回、産後1回を無料で受けられるようになります。	妊娠の無料健診制度については、平成21年1月27日以降、国の示した健診内容で、14回を実施しております。なお、産後健診についても医療費助成制度は、現在のところ実施する考えはございません。	保健センター
③就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1・4倍以下の世帯までとしてください。申請の受付は、学校だけではなく市町村の窓口でも受け付けてください。また、申請手続に民生委員の証明が必要な市町村はなくしてください。	・小牧市の認定基準は、生活保護基準の一倍に市の独自基準を加味したものを1・3倍した額を目標としており、現時点では変更を考えておりません。 ・申請の受付は、從来から学校と市教委事務局学校教育課の双方で受け付けています。 ・申請手続きに民生委員の証明は不要です。 ・申請内容は、予算の範囲内で国の補助基準に準ずるようにしています。	学校教育課
④義務教育は無償の立場から学校の給食費は無料にしてください。	現在のところ無料にする予定はありません。	学校給食課
4. 国保の改善について		
①国民健康保険制度の都道府県単位化に反対してください。	医療保険の広域化は、保険財政の安定化には必要であると考えております。現在、国においては医療保険制度における様々な検討がなされておりますので、その推移を見守りたいと考えております。	保険年金課
②保険料(税)について		

<p>ア・これまで以上に一般会計からの繰り入れをおこない、保険料（税）の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、扱える保険料（税）に引き下げください。</p>	<p>イ・18歳未満の子どもによる減免を実施してください。</p> <p>ウ・前年所得が生活保護基準額の1・4倍以下の世帯に対する減免制度を設けてください。</p>	<p>エ・所得激増による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下で当年の見込所得が500万円以下、かつ前年所得の10分の9以下にしてください。</p>	<p>③保険料（税）滞納者への対応について</p> <p>ア・資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、18歳年度未までの子どもいる世帯、母子家庭や障がい者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行してください。なお、義務教育修了前の子どもについては、窓口交付だけでなく、郵送も含め1枚も残すことなく保険証を届けてください。</p> <p>イ・滞納者に対し給付の制限をしないでください。</p> <p>ウ・保険料（税）を支払う意思があつて分納している世帯には正規の保険証を交付してください。</p>	<p>ア・これまで以上に一般会計からの繰り入れをおこない、保険料（税）は現在のことろ考えておりません。</p> <p>イ・当入者全員に賦課することができる減免については、その他の課税法で定められており、18歳未満の子どもについても均等割の対象となります。</p> <p>ウ・低所得者については地方税法等で定められた軽減措置がすでに適用されています。条例による低所得者に対する減免措置は現在のことろ考えておりません。</p> <p>エ・所得激減による減免については条例等に規定されており、前年中総所得が400万円以下の世帯で今年中所得が200万円かかる前年所得の10分の7以下の場合は減免対象となることとなっています。なお、基準の見直しは現在のことろ実施しております。</p>	<p>ア・資格証明書により生活状況や納付計画等を聞き取り、やむを得ず保険税を納めることがあります。また、18歳未満の世帯や母子医療、障がい者医療等が適用される被保険者の世帯には交付していません。また、保険証については、義務教育修了前の方に限らず、受け取りがなかつた全世帯に通知文を送付し勧奨しています。</p> <p>エ・保険給付については、納付割合や分納の履行状況により有効期限を定めており、負担の公平性の観点から、対象者以外の方と一定の区分をすることが適切であると考えています。</p> <p>ウ・未納がある方には納税相談をする機会がありますので、その中で生活実態等の把握をいたします。差押えについてでは、収税課所管事務ですが、保険年金課と同様に納税相談等の把握に努め、その状況等を調査しながら実施しています。また、保険証を送付していない全世帯に納税相談により保険証の交付を受けようように通知文を送付しています。</p> <p>エ・保険料（税）を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料（税）の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。また、無保険者の調査を実施してください。</p> <p>ウ・一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1・4倍以下以下の世帯に対して一部負担金の免除等を適用することが認められため、それに合わせて、小牧市として災害被災者に対して一部負担金の免除を適用するため規則を制定し、平成23年6月24日より施行いたしました。また、周知方法につきましては市ホームページで行っております。</p>	<p>ア・保険料（税）滞納者への対応について</p> <p>ア・これまで以上に一般会計からの繰り入れをおこない、保険料（税）は現在のことろ考えておりません。</p> <p>イ・当入者全員に賦課することができる減免については、その他の課税法で定められており、18歳未満の子どもについても均等割の対象となります。</p> <p>ウ・低所得者については地方税法等で定められた軽減措置がすでに適用されています。条例による低所得者に対する減免措置は現在のことろ考えておりません。</p> <p>エ・所得激減による減免については条例等に規定されており、前年中総所得が400万円以下の世帯で今年中所得が200万円かかる前年所得の10分の7以下の場合は減免対象となることとなっています。なお、基準の見直しは現在のことろ実施しております。</p>

<p>①障がい者(児)の医療・福祉サービスの自己負担、利用料、給食費・食費・光熱水費などの実費負担を市町村独自に減免してください。</p>	<p>児童の医療については子ども医療と障がい者医療で対応します。16歳以下も一定以上の障がいをもつ児童については引き続き障がい者医療によって医療費を補助していきます。福祉サービスの自己負担についてはH22年度より生活保護及び民税非課税世帯についても0円としており、給食費・食費・光熱水費などの実費負担についても、サービスの種別に応じて一部又は全額を補助しています。</p>	<p>精神通院医療については、市単独事業である「精神障害者医療費助成」の制度を利用することと併せて、更生医療についても、「重度心身障害者医療費助成」の制度を利用することと併せて、民税非課税世帯に關係なく、美質的な自己負担の発生はありません。</p>	<p>補装具及び日常生活用具の費用について、制度上は利用者負担額は1割（10%）ですが、小牧市では、利用者負担額の軽減措置として半額（5%）を市単独で補助しています。児童デイサービスについても、児童の療育の充実を図るため、利用者負担額の軽減措置として利用者負担額を市単独で補助しています。</p>	<p>現在、小牧市では訪問入浴サービス事業とコミュニケーション支援事業をとつておりまますので、市民税非課税世帯及び生活保護世帯につきましては利用料を無料といたします。福祉ホームについても、1棟もありませんので現在のところは利用料についての減免は考えておりません。</p>	<p>施設利用者の食費・水光熱費については、所持状況等を聞き取った上で、福祉事務所内で適正な支給決定を行っています。</p>	<p>施設利用者の食費・水光熱費については、所得状況等を勘察し、「特定障害者特別給付費」を支給しています。</p>	<p>小牧市では、障害程度区分を基準としたサービス利用時間の支給制限を撤廃してください。移動支援等の地域生活支援事業に対する予算を増額し、移動支援は必要時間を支給してください。</p>	<p>第3期障害者福祉計画の策定にあたっては、アンケートやヒアリング等により、障がい者・家族・事業所など幅広く意見を求めて教養目標やサービス見込み量について検討していく予定です。また、ホームヘルパー新規事業者の参入や既存事業者の事業拡充を進めため、市単独の補助金事業を継続して実施します。</p>	<p>小牧市では、自立支援協議会事務部会において、身体障がいについては医療的ケアや移動支援について、知的障がいについては、ケアホームなどの住まいの場、精神障がいについては患者の家族を支援するための対策についてそれぞれ検討しています。</p>

<p>①特定健診、がん検診、歯周疾患検診は、年1回無料で受けられるようになります。また医療機関で行う個別方式・保健センターなどで行う集団健診をともに実施してください。</p> <p>②40歳未満の住民を対象にした健康診査を、年1回無料で受けられるようになります。</p>	<p>がん検診については、健康を自分で管理していただく意識を高めるためにも費用の一部を負担していただいているりますが、他市町村との均衡、財政負担の増加等から、現在のところ変更する考えはありません。なお、満70歳以上の方、非課税世帯の方、生活保護受給世帯の方には減免措置があります。また、女性特有のがん検診推進事業としてある一定の年齢に達した方を対象に、子宮がん、乳がん無料クーポンを配布しました。実施期間は、がん検診についても実施方式で胃がん検診を、無料で実施しております。胃がん・大腸がん・大腸がん・前立腺がんを6月～2月に実施します。③胃がん、子宮がん、胸部X線、子宮がん、予防がん、今後は歯科医師会との連携調整を図りながら個別検診についても検討していきたいと思っております。</p>	<p>がん検診については、健康を自分で管理していただく意識を高めるためにも費用の一部を負担していただいているりますが、他市町村との均衡、財政負担の増加等から、現在のところ変更する考えはありません。なお、満70歳以上の方、非課税世帯の方、生活保護受給世帯の方には減免措置があります。また、女性特有のがん検診推進事業としてある一定の年齢に達した方を対象に、子宮がん、乳がん無料クーポンを配布しました。実施期間は、がん検診についても実施方式で胃がん検診を、無料で実施しております。胃がん・大腸がん・大腸がん・前立腺がんを6月～2月に実施します。③胃がん、子宮がん、胸部X線、子宮がん、予防がん、今後は歯科医師会との連携調整を図りながら個別検診についても検討していきたいと思っております。</p>
	<h4>7. 予防接種について</h4> <p>①ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン、HPV（子宮頸ガンワクチン）の任意予防接種を無料で受けられるようになります。</p> <p>②高齢者用肺炎球菌、水痘（みずぼうそう）、流行性耳下線炎（おたふくかぜ）の任意予防接種を設けてください。</p>	<p>平成23年1月から3ワクチンの無料接種を開始しています。</p> <p>高齢者用肺炎球菌は、平成21年6月からひとり5,000円回限りの助成をしています。水痘（みずぼうそう）、流行性耳下線炎（おたふくかぜ）の任意予防接種については、23年10月から全額助成します。</p>
	<h4>8. 生活保護について</h4> <p>憲法第25条及び生活保護法に基づいて対応しております。</p> <p>その際、他の制度があることを理由に生活保護申請を認めなかつたり、妨害することはありません。生活保護申請をするまでには、保護申請後、必要な調査を実施した上で保護を決定する必要がありますので、概ね2週間必要となりますが、できる限り早急に対応させていただきますので、ご理解をお願いします。</p> <p>生活保護制度上、自動車の保有は原則として認められていませんが、保護の実施要領等に定める要件に合致する場合は、保有を容認できる場合もありますので、画一的に保護の申請を認めないということはありません。</p> <p>③就労支援や生活指導を個別に丁寧におこなうために、専門職を含む正規職員を増やしてください。</p>	<p>憲法第25条および生活保護法に基づいて、他の制度を理由に生活保護申請を認めない場合は妨害することのないようにしてくください。また、生活保護が必要な人には早急に支給してください。</p> <p>生活保護制度上、自動車の保有は原則として認められていませんが、保護の実施要領等に定める要件に合致する場合は、保有を容認できます。</p> <p>③就労支援や生活指導を行なうケースワーカーについては、就労支援相談員を1名配置して、就労支援に向け取り組みをしています。生活保護指導を行うケースワーカーについては、今後の景気動向、生活保護受給者数の増加に合わせて必要があれれば増員するよう対応していきます。</p>
<p>【4】国および愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。</p> <p>1. 国に対する意見書・要望書</p>		

<p>①消えていする年金問題を全而解決し、消費税を財源にすることなく、「最低保障年金制度」をつくりつものにしてください。</p> <p>全額国庫負担による「最高年金・低年金の改善に役立つものにしてください。高齢者の年金制度を確立してください。安心してくらせる年金制度を短縮し、安心しては行わないでください。また、国民社会保険年金支給年齢の引き上げを撤回し、業務に精通した職員を活用し、国民の期待にこたえる年金業務体制としてください。</p>	<p>②後期高齢者医療制度をみやかに廃止し、元の老人保健制度にもどりしてください。安心しては行かないでください。また、国民健康保険の都道府県単位は行わず、国庫負担を増額してください。</p>	<p>③介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめしてください。安心して介護サービスが受けられるように介護報酬を改善してください。</p>	<p>④18歳年度末までの医療費無料制度を創設してください。現物給付による子ども医療費助成に対し国民健康保険の国庫負担額を減額してください。</p>	<p>⑤消費税の引き上げは行わないでください。</p>	<p>⑥東日本大震災で明らかとなつた公立病院・公的病院の役割が充分発揮されるよう、病院の統廃合、病床削減をやめて、ペナルティなしの地域医療再生のための交付金を支出してください。また、地域医療充実につながるような診療報酬改定を行ってください。</p>	<p>⑦障がい者(県)が生きるために必要な福祉・医療制度の利用料負担、実費負担を撤廃してください。また、緊急に高齢障がい者等に対する介護保険制度を優先する仕組みを改め、障がい者本人の必要性に応じて障がい者施策と介護保険を選択できるようにしてください。</p>	<p>⑧ヒブ、小児用肺炎球菌、H.P.V、高齢者用肺炎球菌、水痘(みずぼうそう)、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)の任意予防接種を定期接種としてください。不活化ボリオワクチン導入を行ってください。</p>	<p>後期高齢者医療制度は、老人医療費を中心とした医療制度に戻すこととは望ましいことは考えていません。なお、国保の国庫負担の増額についても、関係機関を通じて行っているところです。</p>
<p>①消えていする年金問題につきましては、現在国において年金制度改革の中で議論されており、その動向を見守りたいと考えております。</p>	<p>②後期高齢者医療制度は、老人医療費を中心とした医療制度に戻すこととは望ましいことは考えていません。なお、国保の国庫負担の増額についても、関係機関を通じて行っています。</p>	<p>③介護保険の制度設計については、国の動向を見守りたいと考えています。</p>	<p>④18歳年度末までの医療費無料制度は「3. 子育て支援にについて①」の回答のとおりです。なお、国保の国庫負担減額については廃止するよう関係機関を通じて行っています。</p>	<p>⑤国制度でありますので、市としては意見書・要望書の提出は考えていません。</p>	<p>⑥国制度でありますので、市としては意見書・要望書の提出は考えていません。</p>	<p>⑦福社課</p>	<p>⑧平成22年2月19日、厚生科学審議会感染症分科会がまとめた「予防接種制度の見直しについて（第一次提言）」が発表され、議論が必要と考えられる事項として「予防接種法の対象となる疾患・ワクチンのあり方」の対象の中にはヒブ、子宮頸がん、肺炎球菌があがっています。今後、「どう評価し、どのような位置付けができるか」といった点についてさらに議論が必要である。」とまとめられていますので開の動向を見守りたいと思います。不活化ボリオワクチン導入については「不活化ボリオワクチンの円滑な導入に関する検討会」が設置され、「移行する際の公衆衛生上の課題や具体的な方法について、専門家や直接現場の関係者等を交えて検討を行う。」としております。今後の国の動向を見守りたいと考えます。</p>	<p>⑨後期高齢者福社医療費助成制度は国の制度を補完する県の施策であるため、小牧市としても国制度を利用することを考えます。</p>
<p>2. 愛知県に対する意見書・要望書</p>	<p>⑩後期高齢者医療制度を選択しない65～74歳の障がい者にも、障害者が必要と考えますので、意見書・要望書の提出は考えていません。</p>	<p>⑪後期高齢者医療制度を適用してください。</p>	<p>⑫後期高齢者医療制度は国制度を最大限利用するこ</p>	<p>保険年金課</p>	<p>保険年金課</p>	<p>保険年金課</p>	<p>保険年金課</p>	<p>保険年金課</p>

②後期高齢者医療対象者のうち、住民税非課税世帯の医療費負担を無料にしてください。福祉給付金（後期高齢者福祉医療費給付）制度の対象を拡大してください。	県下各市の動向をみながら判断していきたいと考えています。	保険年金課
③後期高齢者の健康診査事業に県として補助金を出してください。	県下各市の動向をみながら判断していきたいと考えています。	保険年金課
④子どもの医療費助成制度の対象を18歳年度末まで拡大してください。	18歳年度末までの医療費無料制度は「3・子育て支援について①」の回答のとおりです。 意見書・要望書の提出は考えていません。	保険年金課
⑤国民健康保険への県の補助金を増額してください。	補助金の額については、国・県が交付決定をしますので、原則、市の要求によつて金額が変わるものではありません。ただし、法改正時のシステム改修委託費用等について、市の負担が極力発生しないように特別調整交付金等、要求すべきものについては補助金等の交付要求をしていきたいと考えています。	保険年金課
⑥精神障がいのある人の医療費助成は、一般疾患も対象にしてください。	当市では、精神障害者保健福祉手帳1・2級所持者の入院については全疾病を対象としています。なお、県における補助対象の拡充については、県下各市の動向をみながら判断していきたいと考えています。	福祉課
⑦障がい福祉サービス・自立支援医療・補装具の利用料負担、施設での食費・水光熱費などの実費負担、市町村が行う地域生活支援事業の利用料負担を無くしてください。	意見書・要望書の提出は考えておりません。	福祉課
⑧厚労省通知「看護師等の『雇用の質』の向上のための取組みとともに、看護師の大幅増員を図ってください。	看護体制7対1を確保する為、看護師は毎月採用試験を実施する事と併せ、合同病院説明会や病院見学会など多くに参加又は開催しています。また、離職者数を減らす為育児休業や短時間勤務、部分休業制度など整備しています。また、院内保育所を活用しより働きやすい環境を整えよう努めています。	市民病院
3. 愛知県後期高齢者医療庁城廻に対する意見書・要望書	伝達運営から平成23年7月に、県に対し財政支援の要望を行ったと聞いております。	保険年金課
①愛知県に健康診査事業への補助を行うように要請してください。	県下各市の動向をみながら判断していきたいと考えています。	保険年金課
②低所得者に対する保険料および一部負担金の独自の減免制度を設けてください。	滞納者への資格証明書の発行は行っていないと認識しております。	保険年金課
③保険料滞納者への保険証取り上げ・資格証明書の発行は行なないでください。	県下各市の動向をみながら判断していきたいと考えています。	保険年金課
④後期高齢者医療制度に関する懇談会の委員に公募枠を設けると共に、懇談会を公開してください。		保険年金課